

堺市監査委員公表第26号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年5月27日

堺市監査委員	三	宅	達	也
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和3年11月1日～令和4年3月30日	
措置を講じた部局等	文化観光局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>4(1) 公有財産（土地・建物）の管理について 公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 土地の貸付けに伴う負担金の請求 堺市文化観光拠点来訪者サービス施設整備事業において、事業者と事業用定期借地権設定契約を締結し、土地の貸付けを行っている。また、事業者は、当該土地の使用に付随して隣接する市所有の駐車場を利用しているため、利用割合に応じた駐車場管理に要する費用（以下「駐車場管理負担金」という。）を負担することとしている。</p> <p>市と事業者は、令和2年4月以降の駐車場管理負担金を改定する覚書を締結したにもかかわらず、同年4月分の駐車場管理負担金について、既に改定前の金額で請求していたため、改定による増額分を追加で請求すべきところ、当該増額分を請求していなかつ</p>	<p>令和元年5月～令和2年4月分の駐車場管理負担金については、事業者に前納いただいております。令和2年4月の額の改定時に、令和2年4月分の改定後の金額との差額を追加納付いただくべきところ、請求ができておりませんでした。</p> <p>御指摘を踏まえ、事業者に対し、不足分を請求し、令和4年2月1日及び3日に収入しました。</p> <p>また、今後の請求漏れを防ぐため、4月～翌年3月分の期間ごとに納付いただく形に変更しました。</p>	<p>観光部 観光推進課</p>

<p>た。</p> <p>イ 公有財産台帳等の記載</p> <p>公有財産台帳及び公有財産貸付台帳について、前回の監査（平成30年度）においても同様の台帳の記載誤り等を指摘されていたにもかかわらず、以下のものがあった。</p> <p>(ア) 美原総合スポーツ施設の公有財産台帳（建物）において、台帳表面の床面積及び価額の現在高について記載漏れ及び記載誤りがあった。</p> <p>(イ) 西文化会館における自動販売機の設置に係る土地及び建物の一部の貸付けについて、令和3年3月に貸付面積が変更されていたにもかかわらず、その変更内容を公有財産貸付台帳に記載していなかった。</p> <p>ウ 契約書における貸付面積</p> <p>初芝体育館及び初芝野球場に係る公有財産賃貸借契約、みなと堺グリーンひろばに係る自動販売機設置契約について、自動販売</p>	<p>御指摘を受け、公有財産台帳の訂正を行いました。</p> <p>また、御指摘後、当課所管の他の公有財産台帳についても、正しく記載されているか、改めて各施設担当が複数名ですべての台帳を確認し、錯誤等がないことを確認しました。</p> <p>御指摘を受け、再発防止のため、正しい取扱いについて、担当者に指導を行い、公有財産貸付台帳を修正しました。</p> <p>さらに、今後の取扱いとして、財産の貸付け等の異動時には、公有財産貸付台帳を決裁に添付するよう課内に周知し、台帳が適切に更新されているか担当者をはじめ決裁ラインでのチェックを徹底します。</p> <p>賃貸借契約時において、貸付料が全額免除となる回収ボックスの面積の表示は必要ないと誤った認識をしており、</p>	<p>スポーツ部 スポーツ施設課</p> <p>文化部 文化課</p> <p>スポーツ部 スポーツ施設課</p>
---	--	--

機及び回収ボックスが設置されているにもかかわらず、誤って回収ボックスの設置面積を含めずに契約を締結していた。

[公有財産の有効活用について  
(意見)]

竹城台倉庫(南区竹城台/敷地面積 2,058.88 m<sup>2</sup>、延床面積 1,630.44 m<sup>2</sup>)は、元南第二環境事業所であり、平成 26 年 4 月から文化課が所管し、ヒストリックカーの保管場所として利用されていた。平成 29 年 6 月以降、堺市ヒストリックカー・コレクション活用事業(事業期間:平成 29 年 6 月~令和 4 年 6 月)として民間事業者がヒストリックカーを貸し付けており、当該倉庫は文書等の保管場所として利用する状態となっている。利用状態を確認したところ、令和 3 年 12 月時点においては他部局の利用を含め 774.23 m<sup>2</sup>の利用に留まっており、令和 4 年 3 月には 596.23 m<sup>2</sup>まで縮小することが見込まれるとのことであった。

堺市ヒストリックカー・コレクション活用事業の効果として、市では、ヒストリックカーの有効活用を図るとともに、保管場所(竹城台倉庫)の他用途への転用を見

回収ボックスの面積を含めずに契約していたものです。

御指摘を受け、回収ボックスを含む正しい貸付面積で変更契約を行いました。

今後、事務を行う際には、根拠規定やマニュアル等を確認するとともに、決裁時に添付し、決裁ラインにおいて確認をしてまいります。

現在、ヒストリックカーを賃貸している民間事業者に契約継続の意思を確認中で、契約継続の意思が確認できた場合には、これまでの維持管理や活用展開の検証結果を踏まえ、継続に向けた協議を実施します。民間事業者が継続の意思を示さない場合には、新たな活用方針を確定したいと考えています。

賃貸借契約が延長され、同倉庫におけるヒストリックカーの保管の必要がない場合には、未利用部分について、全庁的に使用承認による同倉庫の貸付を推進し、施設の一層の有効利用を図ります。

文化部  
文化課

<p>込んでいたが、当該倉庫の一部を文書等の保管場所として利用しているのみであり、他用途への転用が十分に図られていたとは言い難い状態であった。</p> <p>これまでも堺市ヒストリックカー・コレクション活用事業の継続なども検討していたとのことであるが、公有財産の有効活用を促進する観点からも、長期的なヒストリックカーの活用方針を決定するとともに、関係部局と調整の上で、更なる当該倉庫の活用に向けた取組を積極的に進められたい。</p> <p>4 (2)</p> <p>委託料について</p> <p>委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 委託業務における業務報告書</p> <p>白鷺公園警備業務の仕様書では、令和3年4月から9月までの業務時間を午前6時30分から午後7時30分としている。</p> <p>しかし、業務時間が午前6時30分から午後5時30分までとなっている業務報告書(同年4月から9月分)を受け取っていた。</p>	<p>受注者においては、警備報告書(日報)について、4月から9月までの警備時間を10月から3月までの警備時間と同じ時間で誤って作成し、使用しておりました。</p> <p>また、当課において警備報告書に記載されている時間の誤りに気づかず、受理しており、業務の履行確認が不十分でした。</p> <p>御指摘を受け、受注者に警備報告書の修正を指示し、令和4年2月4日に受理しまし</p>	<p>スポーツ部 スポーツ施設課</p>
---	--	--------------------------

<p>イ 委託業務の履行確認</p> <p>みなと堺グリーンひろば等除草・清掃業務の仕様書では、除草等のほか、トイレ7か所及びトイレ以外 1,300 m<sup>2</sup>を清掃することとされているが、トイレ以外 1,300 m<sup>2</sup>の清掃場所及び作業内容が明確に定められていなかった。</p> <p>また、受注者から提出された業務実施計画書では、作業完了後に、完了届（3か月ごと）とともに作業日報、作業写真等を提出することとしているが、トイレ以外 1,300 m<sup>2</sup>の清掃について、受注者から作業日報による報告及び作業写真の提出を受けていなかった。</p>	<p>た。</p> <p>また、白鷺公園運動広場、野球場の施設管理者である初芝体育館等指定管理者と協議し、本業務終了後に受注者から、指定管理者に施設の施設報告とあわせ、警備業務終了の報告の電話連絡をすることとし、令和4年1月から指定管理者で記録を残すこととしました。</p> <p>今後、業務の履行確認を徹底してまいります。</p> <p>トイレ以外 1,300 m<sup>2</sup>の清掃については、管理事務所周辺のごみ収集等であり、年度当初の受注者との打合せにおいて口頭で説明しておりましたが、仕様書において明確に定めておりませんでした。</p> <p>御指摘を受け、トイレ以外 1,300 m<sup>2</sup>の清掃場所や作業内容が明確となるよう仕様書の見直しを行いました。</p> <p>また、トイレ以外 1,300 m<sup>2</sup>の清掃については、年間を通して除草作業と合わせて実施しておりますが、清掃業務として実施した旨を作業日報へ記載の上、作業写真を添付して報告すべきことを、受注者内で作業担当者と事務担当で共有できておりませんでした。</p> <p>あわせて、当課におきましても確認が不十分であり、</p>	<p>スポーツ部 スポーツ施設課</p>
--	---	--------------------------

	<p>1,300 m<sup>2</sup>の清掃業務の報告及び写真の添付確認ができておらず、履行確認を適切に行うことができていませんでした。</p> <p>今後は、仕様書に、清掃業務として作業を行った際には、作業日報、作業写真の提出を規定するとともに、作業日報への記載及び作業写真の添付を確実にし、報告するよう受注者に指導しました。</p> <p>あわせて、当課におきましても所属長から課員に対し履行確認を徹底するよう指導いたしました。</p>	
<p>ウ 業務従事者の確認</p> <p>大仙公園周辺における雑踏警備等業務について、警備報告書を確認したところ、受注者から提出を受けていた業務従事者名簿に記載されていない者が業務に従事している日があった。</p>	<p>令和3年4月1日の従事者名簿提出以降、従事者の追加や変更については、口頭や電話による報告のみであったことから、御指摘を受け、令和3年12月10日に最新版の名簿及び追加した従事者分の業務指令書を受注者より收受しました。今後は、提出必要書類をリスト化し、仕様書の内容や報告書等の提出資料を担当者及び決裁ラインで十分に確認することに加え、受注者にも必要な指導を行い、適切な履行確認を徹底いたします。</p>	<p>文化部 世界遺産課</p>
<p>エ 受注者からの報告書類の確認</p> <p>百舌鳥古墳群ビジターセンター管理運営業務の仕様書では、受注者が運営する物販スペースの</p>	<p>御指摘を受け、受注者に物販状況の報告内容について指導を行い、令和3年12月27</p>	<p>文化部 世界遺産課</p>

<p>商品毎売上状況等を記載した物販状況の報告を毎月行うこととしている。</p> <p>しかし、令和3年8月分の物販状況の報告を確認したところ、当該業務の範囲外の売上げを含めた金額を物販スペースの売上金額とする報告書の提出を受けていた。</p> <p>4 (5) 現金等の管理について 現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 公金外現金の検査 堺ナイトマーケット開催経費に関する事務で扱っている公金外現金について、取扱いの規定では、取扱終了時に、収支整理者及び出納取扱者以外の所属職員のうちから検査員を選定し、出納に関する証拠書類の検査をさせることとしている。</p> <p>しかし、当該公金外現金の令和2年度の検査実施状況を確認したところ、出納取扱者と同一の者を検査員を選定し、検査を実施していた。</p> <p>イ 公金外現金の管理 (ア) 堺市民オリンピック委員会の事務で扱っている公金外現金について、出納簿に記載する金額を誤っており、預金通帳の残高と出納簿の金額が一致し</p>	<p>日に、物販スペースのみの売上金額を記載した令和3年8月分の物販状況の報告書を受注者から收受しました。</p> <p>今後、報告書等の提出資料についての担当者及び決裁ラインでの十分な確認を徹底します。</p> <p>御指摘を受けて、令和2年度の検査については、収支整理者及び出納取扱者以外の者から検査員を選定し、改めて実施いたしました。</p> <p>今後、公金外現金の取扱いにかかる規定等に基づいた適切な事務が執行されるよう、関係諸規定の熟知に努め、手順等の確認を徹底します。</p> <p>御指摘を受け、堺市民オリンピック委員会に係る公金外現金について、令和3年12月21日に、預金通帳の残高を確認のうえ、出納簿の修正を行</p>	<p>観光部 観光推進課</p> <p>スポーツ部 スポーツ推進課</p>
---	---	---



<p>ていなかった。</p> <p>また、与謝野晶子倶楽部の事務で扱っている公金外現金について、出納簿(兼収支整理簿)に記載する金額を誤っており、預金通帳の残高と出納簿(兼収支整理簿)の金額が一致していなかった。</p>	<p>いました。再発防止のため、今後、出納簿を記載する際には、預金通帳の残高との確認を徹底するよう、令和3年12月24日に、所属長より関係職員へ指導いたしました。</p> <p>御指摘を受け、与謝野晶子倶楽部に係る公金外現金について、令和3年12月21日に、預金通帳の残高を確認したうえで、出納簿(兼収支整理簿)を修正しました。今後は、決裁ラインでの検算及び通帳照合によるチェックを徹底いたします。</p>	<p>文化部 文化課</p>
<p>(イ) 堺・パークレー協会の事務で扱っている公金外現金に係る現金出納簿(兼収支整理簿)において、預金口座に対する入出金の記載がなかったものや、払出しの日付を誤っているものがあつた。また、現金を収受した日にその内容を記載していないものがあつた。</p>	<p>御指摘を受け、該当箇所につきましても、預金通帳及び領収書の写しを確認のうえ、直ちに是正いたしました。</p> <p>今後は、現金出納簿の本来の目的である収支整理の観点から、預金口座に対する入出金や現金の収受を適時適切に記載するようにします。</p>	<p>国際部 国際課</p>
<p>(ウ) 堺・パークレー協会、堺日中友好協会、堺ウェリントン協会の事務で扱っている各公金外現金(周年事業積立口座)について、取扱いの規定では、収入するときは収入何を作成すべきところ、収入何が作成されていなかった。</p>	<p>当該各公金外現金については、各協会の一般会計からの繰入金及び利子収入のみの限られた収入であったことから、現金出納簿による公金外現金の管理で足りると判断していたことが原因です。御指摘を受け、取扱い規定に基づき、収入何及び支出何を作成・決裁し、適正な事務を遂行してまいります。</p>	<p>国際部 国際課</p>

<p>ウ 切手等受払簿の整理</p> <p>(ア) 堺市民オリンピック委員会の事務で扱っている公金外現金について、受払簿で管理されていない往復はがき（100円）が8枚あった。</p> <p>(イ) 切手等受払簿において、所属長や事務局長の決裁を受けずに、切手の払出しを行っているものがあつた。</p>	<p>御指摘を受け、令和3年12月21日に切手等受払簿に記載されていなかった往復はがき（100円）8枚について、受払簿への記載を行いました。</p> <p>再発防止のため、令和3年12月24日に、所属長から、正しい取扱いについて所属職員に周知、指導を行いました。</p> <p>御指摘を受け、該当箇所につきましては、直ちに追認の決裁を受けました。今後は、切手等の受払毎に決裁処理を行い、その後に、物品取扱員（物品確認員）が、払出しの事実と現物を照合の上、押印するように徹底いたします。</p>	<p>スポーツ部 スポーツ推進課</p> <p>国際部 国際課</p>
--	--	---